

松江地方裁判所委員会（第5回）議事概要

1 日時

平成17年6月17日（金）午後1時30分～午後4時00分

2 場所

松江地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員長）島田清次郎

（委員）石原智治，今岡和志，大野敏之，居石正和，佐藤洋志，
野坂研介，森田尚人（五十音順 敬称略）

（庶務）松田事務局長，田淵総務課長，津森総務課課長補佐

（説明者）飯島刑事部総括判事，垣屋民事首席書記官，讃井刑事首席書記官

4 議事

- (1) 田淵総務課長から，松江地裁において5月21日実施された憲法週間行事及び今後の広報活動について説明があった。当日参加した委員及び参加者から感想等を聴取した委員から次のとおりの意見が出た。
 - 当日行事に参加したが，参加者から踏み込んだ質問が1，2あった。例えば，裁判員の選定の中で，不選任についてどうしてこういうことが認められるのかという意見もあり，関心を持っている人はかなり興味を持っていると感じた。若い人からも質問が出て，関心の高さを感じた。
 - 当日参加した。島根大学の学生や若い人も多く，質問もたくさん出て関心の高さを感じた。
 - 当日私は参加できなかったが，私の会社の女性社員2人が参加した。一応の知識を持って参加したが，詳しく話を聞き，裁判員制度がより身近なものとして実感したということであった。
 - 当日参加した学生から感想等を聞いた。もし，自分が裁判員に選ばれたらうまく役割を果たせるかという不安があるという意見もあったが，制度そのものについては，総体的に好評であった。当日の行事については，検察庁の施設見学ができてよかったという意見があった。特に，説明してくれた検事の態度がよかったということであった。
 - 憲法週間行事については，日曜日に実施された方がよかったのではないか。
- (2) 裁判員制度の周知，さらに，制度の内容についての周知について意見交換をした。意見交換の主な内容は次のとおり。
 - 一般の人からみてイメージがつかみにくいと思われる。外国の陪審員制度との違いを見せた方が分かりやすいのではないか。
 - マスコミサイドで裁判員制度の取材をしている。法曹三者で行われている模擬裁判のなかで，先日，公判前整理手続の取材をし，裁判員制度の紹介をし，解説を加えて放送した。その際，撮影は冒頭の部分のみ許可になり，実際のやりとりの取材は断られた。マスコミを使って広報することがお金もか

からず、効果的であると思うが、何とかならないか。すべてを紹介することに意味があると思うが、冒頭の5分だけ撮影が許可になっても、放送として流した場合に、内容としては表面的だと思う。7月の初めに模擬裁判の公判の取材をしたいと考えているが、実際のやりとりを取材したい。マスコミの説明よりも、その場のやりとりについて映像として放送を実際に見てもらう方が理解が深まると思う。

- 現在、裁判員制度がどういう制度であるか、法曹三者で勉強をしているところで、あくまで勉強会的な意味合いでやっているものである。模擬裁判の取材についても、テレビの映像取材が入り、すべての時間、テレビカメラを入れた場合、配役の人がどの程度忌憚のない意見が言えるのかは疑問である。
- 広報としての模擬裁判は、別の形で考えられるものである。裁判員制度の実際の運用についても法律家の中で固まっておらず、今、行っている模擬裁判をそのまま映像で流すことは、場合によっては、間違ったイメージを国民に与えるという危険もある。取り敢えず法律家の中で勉強をして、検討をしており、外部の目に触れない状況で自由闊達に意見を出していく中で内容を検討しているところである。
- マスコミの立場としては、遅くなるほど意味がなくなると思っている。配役の人が慣れていないのは当然のことである。時期が遅くなって、シナリオができたもので模擬裁判をしても、ただ、こういうのがありましたで終わりである。他局がやっていないことを先取りしてやることに意味があり、他局と同じであれば意味がない。
- 裁判員に選ばれた場合にできるのかという感覚は先行すると思う。
- 学生と接していて、法学部以外の自然科学系の学部や教育系の学部の学生に対しては、裁判員制度をうまくPRできていないところもある。学生のなかでは、もし裁判員に選ばれたら、何をするのかという不安と戸惑いがあるようである。また、学生からよく質問を受けるのは、裁判員はどうやって選ばれるのかという点である。
- 以前、テレビで、裁判員制度に関するドラマをやっていた。やはり、映像に訴えるのが効果的ではないかと思う。特にテレビは効果的だと思う。裁判員制度の周知はかなりされていると思うが、依然として裁判員になりたくない人が70%もおり、このような人に対して、テレビ形式の広報が効果的だと思う。
- 広報用のビデオを法務省が作成し、各検察庁にビデオを配布し、機会のある場合に上映している。
- 裁判員に選ばれていやだと思うのが一般的であるが、それをどうするのか、裁判員になって何をやるのか、どうやって選ばれるのかきちんと説明しなければならない。この度の憲法週間行事でも、ただ、案内文書を送付するだけでは参加者の募集は十分ではなかった。積極的に出向いて行って話をしてい

くことにより広報の効果が出てきた。この度、松江市内のあるロータリークラブから申し入れがあり、私が出向いて裁判員制度について説明することになっている。同市内の他のロータリークラブからも同旨の申し入れがあるようである。

- 松江以外の商工会議所などからでも申し入れがあれば、できるだけ出向いて行って裁判員制度の説明をしようと思っている。
 - 民間の十数社でグループを作って勉強会をしている。必要があれば申し入れをしたい。
 - 広報の一環として、時間があれば出向いて説明をしたい。地道に広報活動を続けていく必要がある。
- (3) 飯島刑事部総括判事から、現在裁判所において考えている裁判員制度の運用について説明があった。
- (4) 裁判員制度を運用するについて意見交換をした。意見交換の主な内容は次のとおり
- 公判期日について、法務省の考えとしては、自白事件では3日を目処とし、否認事件では5日くらいを目処ということ想定している。例えば、強盗殺人事件で死刑か無期懲役かという争われる事案などでは、自白事件といえども、2日の公判期日でできるのか難しいと思う。
 - 評議について、自白事件と否認事件で同じ時間を予定するのはどうか。また、事案によってはいろいろな場合も考えられるが、審理の時間の終了時刻をあらかじめ区切っておくのか。
 - 3人の裁判官以外に6人の一般の人が裁判員として入り、9人全員の日程調整は難しいところがあり、当初予定された期日以外に期日を入れることは難しいところがある。公判前整理手続において、審理の予定をきちんと立て、それを守られるように法曹三者で詰めていく必要がある。また、評議については、途中途中で必要に応じて適宜入れていくことになるので、自白事件と否認事件とで、最終的な評議の時間としては大きな違いはないと思う。
 - 現在の刑事裁判制度において、例えば、殺人未遂事件であれば、通常、起訴から3か月程度で終了する。まず、起訴から1か月程度で第1回公判期日が入り、次に、関係者の期日準備の関係から、同期日から2、3週間後に第2回期日が入り、さらに、その1か月後に判決言渡期日となる。また、実際に、法廷の審理にかかる延べ時間としては、合計で2時間程度ではないかと思う。
 - 実際のところ、裁判員制度においては、判決草稿作成が大変だと思う。午後半日程度でできるのか。判決はかなり分厚いものであり、判決の文体はプロの文章であり、審理に関与した裁判員の多くの人ができあがった判決内容を見て、その表現を理解できるのか。判決のスタイルを大きく変えていく必要があるのではないか。

- 現実に判決書を作るのは、裁判官である。ただ、裁判員制度における判決書については、簡潔なものとならざるを得ないと思っている。分厚い判決書もあまり出てこないと思っている。事案によって難しい内容のものであれば、判決期日を先に延ばして、判決草稿を作った上で、裁判員に諮り、言い渡すこともあるかもしれない。
- 期日については、連日開廷を基本としている。
- 自分が裁判員になったら、できるだけ早く終わってほしいという気持ちはある。他方、従来長くやっていたものを短期間で終わらせることができんとした審理ができるのかといった不安もある。短期間の審理でも十分効果があるということをPRしていくべきである。ただ、連日4日も続くとかなり大変だと思う。
- 自分としては連日3日が限度だと思う。
- 職業人として、せめて3日が限度ではないか。連日5日となると、さらに土、日曜日が入り長期間会社に全く出れないので、仕事に支障がでると思う。むしろ、連日ではなく、期日の間を開けてもらう方がよい。週に1回の方が出やすいと思う。
- 集中審理で2、3日続くとかなり疲れると思う。むしろ、審理の途中で、新たな争点や証人などが出てきた場合に、十分に準備をする時間的な余裕があるのかそれが不安である。
- 審理の途中で、証人が想定していたこと以外のことを言い出したら、当初のスケジュールが狂うことがある。その場合、裁判員が急遽仕事を休めるか、トラブルが起きないか問題である。仮に、別の証人を呼ぶことになっても、すぐに期日を入れることは難しい。
- 公判前整理手続で、争点を整理して、どれくらいの審理期間が必要か検討する。ただ、被告人には黙秘権があるため、公判で、被告人から新たな主張が出た場合に、その反証を尽くす必要があり、そのために証拠収集などの時間が必要で、連日開廷は厳しいものがある。
- 取材をする立場から、一連の動きがあった方が報道しやすい。裁判のプロセスのなかでいろいろな駆け引きもあり、否認事件で立証するとき、例えば1週間ぶっとおしでできるのか難しいと思う。参加する立場から1週間で終わればというところもあるが、最終的に正確な判断ができるのかという不安もある。
- 松江では、裁判員制度の対象事件が年間平均十数件であり、統計的には、月1件のペースである。ただ、まとまって数件同時期に来たときに、いつ第1回公判期日を入れるのが相当か。
- 検察官の立場として、第1回公判期日までの期間が長いほどいいと思っている。被告人の身柄を拘束し、20日間の勾留期間で、証拠の収集をし、その後、公判前整理手続により、検察官、弁護人の主張を整理するということ

は難しい。できれば2ヶ月近くは期間としてほしいというのが現場としての考えだと思う。

- 弁護人の立場からして、被告人の身柄拘束の問題があり、第1回公判期日までの期間は短ければ短いほどよいと思っている。さらに、在宅に切り替わればよいと思う。
 - 現在の刑事裁判の制度では、起訴から判決言渡しまで平均3か月程度である。裁判員制度においては、できるだけ公判期日が少なくなるよう裁判官として努力したい。
 - 現在の裁判制度は、一般の人とかけ離れたところでやっているという認識がある。公判は、公開の法廷で誰でもアクセスできるが、現実には、厳密な司法が求められ、特殊な用語が使われる。アウトプットされた最終的な結論のみが出てきて、一般の人はそれだけを知ることになり、閉じた世界になりがちであると思う。一般の人からは関係のないところでやっているという感じがしており、裁判制度が分かりにくくなっていると思う。裁判員制度においては、一般の人が関わっていき、自分にも関係があるという点で現在の裁判制度と違うと思う。したがって、一般の人が分かるようにやらざるを得ないと思われ、そこに裁判員制度の意義があると思う。先程の話で、模擬裁判を、法曹三者の内輪の勉強会という位置づけで、外部の人を入れていないが、それをもっとオープンな形にしていくことが裁判員制度導入の根本になるのではないか。
 - これまでの裁判は公開されており、密室でされているわけではなく暗黒の中でされているのではない。迅速な裁判への要請と一つ一つの裁判を丁寧に慎重にやるという要請の中で、国民から理解を得られていないところもあり、これを国民から見て分かりやすい裁判を行うという視点から裁判員制度が導入されることになる。
 - 法廷の傍聴をしていて、検察官の法廷での弁論などで表現やその内容が分かりにくい。
 - 起訴状や判決書を読んでも理解できない。確かに自分の勉強が足りないということはあると思う。分かっている人どおしでやりとりする方が早いと思う。法曹関係者の中では、現在の刑事裁判の制度の方がよいと思っている人もあると思う。法の精神を理解したプロだけでやるのはやめ、一般の人も入れて一緒にやろうというのが裁判員制度であるので、もう少し分かりやすいものにしたいという思いはある。
 - 最近は分かりやすい裁判を目指しており、自分も裁判官として、法曹関係者以外の人でも分かることができるように、法廷における言葉や表現など、できるだけ分かりやすく理解できるように説明するようにしている。
- (5) 総務課長から、平成16年9月16日の第3回松江地裁委員会以降に出た「みなさまの声」について説明があった。

(6) 法務省作成の裁判員制度広報用ビデオの上映があった。